

2013.6.13

## 出版関連小委員会 ヒアリング資料

一般社団法人 日本書籍出版協会

## 1. 出版物販売額の推移

我が国における出版物の販売額は、1996年（平成8）をピークに減少基調となっている。1996年に書籍・雑誌を合わせた総売上が2兆6560億円を記録したが、2011年は、1兆8040億円となり、32%の減少となった。

また、総売上の中で大きなウェイトを占めているコミック（書籍・雑誌を含む）は、2008年までは、出版物の総売上に比べて減少幅は小さかったが、2009年からは全体の減少幅以上に売上の減少が見られるようになってきている。

この間、書店での新刊書・新刊雑誌の購買に代えて、出版物へのアクセス手段の多様化が見られるが、そのうちの多くは著作者、出版者への直接的な利益還元がなされないものとなっている。

## ① 公共図書館における貸出冊数の増加

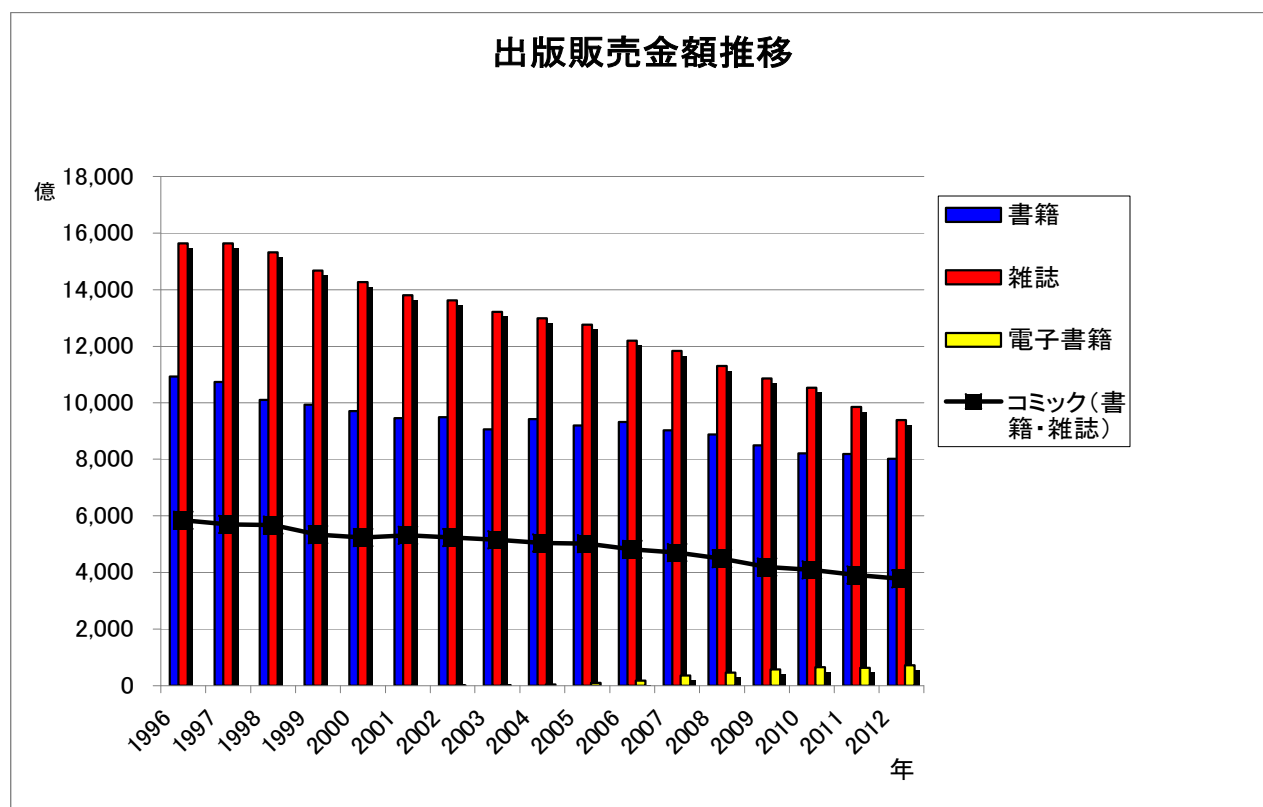
文部科学省が2012年10月に公表した「社会教育調査」によれば、平成22年度における公共図書館での貸出冊数は、延べ約6億6千万冊であった。

## ② 新古書店での購買

最大手であるブックオフの2013年3月期決算における売上高は、約767億円に上っている。新古書店業界上位3社（ブックオフ、古本市場、ブックマーケット）で約1200億円に達する。

## ③ レンタルブック店の台頭

出版物貸与権管理センターが許諾対象にしているレンタルブック店は、2012年度に全国で1893店に上っている。



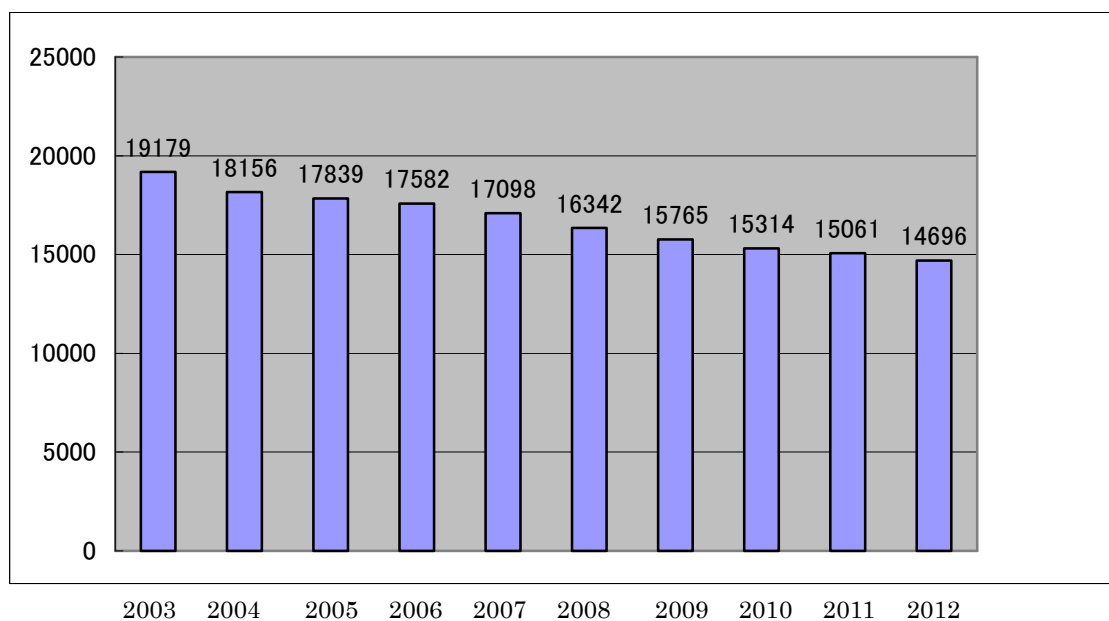
出版物販売額の推移表

(単位：百万円)

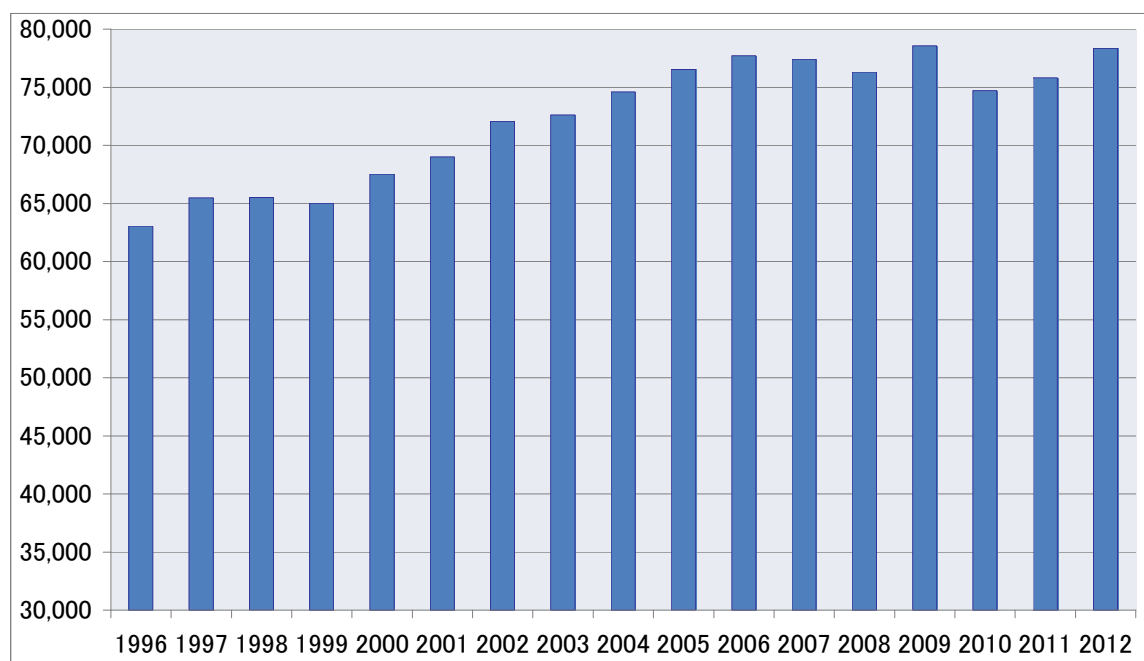
	書籍	雑誌	うちコミック (書籍・雑誌)	電子書籍
1996	¥1,093,110	¥1,563,270	¥584,700	-
1997	¥1,073,010	¥1,564,410	¥570,000	-
1998	¥1,010,040	¥1,531,470	¥568,000	-
1999	¥993,580	¥1,467,160	¥534,300	-
2000	¥970,570	¥1,426,050	¥523,300	-
2001	¥945,580	¥1,379,380	¥531,700	-
2002	¥948,980	¥1,361,550	¥523,000	¥1,000
2003	¥905,590	¥1,322,230	¥516,000	¥1,800
2004	¥942,940	¥1,298,830	¥504,700	¥4,500
2005	¥919,730	¥1,276,710	¥502,300	¥9,400
2006	¥932,580	¥1,219,960	¥481,000	¥18,200
2007	¥902,580	¥1,182,730	¥469,900	¥35,500
2008	¥887,810	¥1,129,930	¥448,300	¥46,400
2009	¥849,180	¥1,086,390	¥418,700	¥57,400
2010	¥821,290	¥1,053,550	¥409,100	¥65,000
2011	¥819,850	¥984,370	¥390,300	¥62,900
2012	¥801,290	¥938,540	¥376,600	¥71,300 (予測)

2. 書店数の推移 (2003年～2012年)

(単位：店)



### 3. 出版物新刊発行点数の推移



年	発行点数
1996	63,054
1997	65,483
1998	65,513
1999	65,026
2000	67,522
2001	69,003
2002	72,055
2003	72,608
2004	74,587
2005	76,528
2006	77,722
2007	77,417
2008	76,322
2009	78,555
2010	74,714
2011	75,810
2012	78,349

(出典：出版年報（出版科学研究所発行）)

## 出版関連小委員会 ヒアリング資料（２）

### 出版物の制作工程に要する標準的な期間

書籍の制作過程に要する期間は、１点１点の書籍ごとに異なっているといっても良い。教育機関で用いられる教科書や参考書等のように、購入時期に完全に依存して発行時期が決まる出版物もあれば、著作者の原稿が完成するのを粘り強く催促し続ける文芸書もある。また、複数の執筆者の論文が掲載される学術・専門書では、すべての原稿が出揃わなければ出版を行うことができない。さらに、企画から完成まで１０年、２０年を費やすような大型の辞事典のような書籍もある。

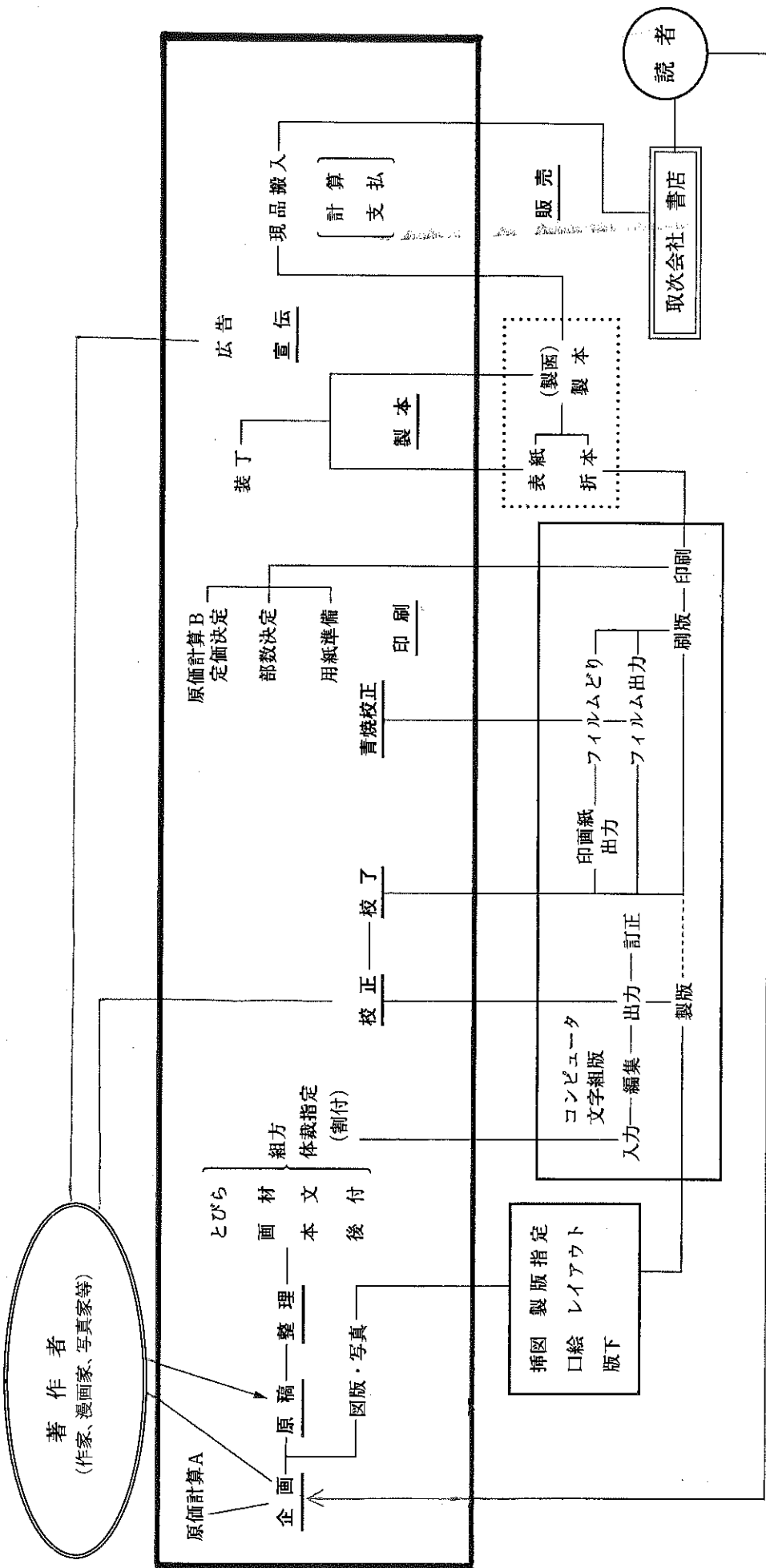
したがって、「標準的な制作期間」を示すということ自体が難しいのであるが、強いて、以下の典型的な書籍類型について、比較的多いと思われる制作期間を示す。ただし、これもあくまでひとつの目安に過ぎないことに留意されたい。

A 書き下ろしの文芸単行本

B 単著の学術専門書

	A	B
企画立案 企画決定 執筆補助 原稿完成	この部分は、千差万別であり、標準的な時間を示すことが難しい。ここでは、編集者の企画力はもとより、営業部からのアドバイス、マーケティングの結果等、様々な要素が勘案されることになる。	
↓		
組方・体裁指定	(１～２週間)	(２～３週間)
印刷所入稿	(１～２週間)	(１～２週間)
校正・校閲（著者による校正も含まれる）	(１～２ヶ月)	(４～６ヶ月)
校了 — 標準的な書籍では３校程度。カラー物ではその他に入念な色校正も必要。	(２～３週間、カラー物では１ヶ月程度)	
印刷	(５日～１週間、部数による)	
製本	(２～３日)	
取次会社見本検品	(１～２日、大量部数のものは１週間程度)	
搬入	(３日程度)	
書店発売		

# 出版物の制作過程



## 出版関連小委員会 ヒアリング資料（3）

### 著作権設定契約、二次使用等の実態について

#### 1. 著作権設定契約の締結状況について

当協会が2011年に行った調査によると、新刊書籍のうち何らかの契約書を締結している割合は73%を超えている。契約書に占める著作権設定契約の割合は正確にはわからないが、出版社が使用している契約書の8割近くは著作権設定契約となっている。

#### 出版契約に関する実態調査（日本書籍出版協会、2011年4～5月実施、回答105社）

○過去1年間の新刊書籍の分野別の点数。また、それらのうち、書面による出版契約書を著者と取り交わした点数

（翻訳書については、翻訳者との契約の件数）

	出版点数	契約点数	割合
全体	18,355	13,452	73.3

#### ○使用している出版契約書 ※複数回答

- a. 日本書籍出版協会作成のヒナ型をそのまま使用 20社 19.0%  
b. 日本書籍出版協会作成のヒナ型を基本に修正を加えて使用 67社 63.8%

#### 【a.b.の内訳（複数回答）】

著作権設定（60.0%）、著作権設定＋電子の独占許諾（21.2%）、児童書用<著作権設定>（5.9%）  
紙の独占許諾（7.1%）、紙および電子の独占許諾（8.2%）、  
電子出版の独占許諾（8.2%）、その他、不明（18.8%）

- c. 独自の出版契約書を作成（著作権設定） 10社 9.5%  
d. 同上（独占許諾） 8社 7.6%  
e. 同上（著作権譲渡） 3社 2.9%  
f. その他 5社 4.8%

#### 2. 二次出版、サブライセンスの実務について

##### (1) 二次出版のパターン

書籍において二次出版が行われる場合のパターンとしては、以下のようなものが考えられる。さらに以下の組み合わせ（例：雑誌掲載→単行本→文庫本→二次文庫本）も多様に存在する。

- 単行本 → 自社での文庫化  
単行本 → 他社での文庫化  
単行本 → その一部を自社でアンソロジーに利用  
単行本 → その一部が他社でアンソロジーに利用  
雑誌掲載 → 自社で単行本（コミックス）の出版  
雑誌掲載 → 他社で単行本の出版

新聞掲載 → 自社（あるいは）他社での単行本の出版  
単行本 → 版型・造本装幀を変えた単行本  
紙の本 → 電子書籍  
単行本 → オンデマンド版

(2) 二次出版に係る一次出版社と二次出版社との契約

① 二次出版が自社で行われる場合（一次出版が単行本の場合）

著作権は、出版の態様における複製権の独占利用を出版者に認めるものである以上、一次出版物の発行の際になされた著作権設定契約は、自社で行う二次出版の際も当初の著作権設定契約の範囲内に含まれるものと考えられる。

ただし、実務としては、二次出版においては出版物の判型、製本等の体裁、含まれる著作物の組み合わせ、価格等が変更されることがほとんどであるため、詳細な条件等については著作者に配慮し、その都度、著作権者と協議の上新たな合意を形成している。

② 二次出版が他社で行われる場合

著作権は、現行法上は著作権者が第三者に対し著作権の再許諾を行うことは認められていない（80条3項）。

ただし、実務上は、著作権を設定した一次出版物が継続出版されている間に、その著作物の二次出版物が他の出版社から発行されることも少なくない。文庫本がその典型的な例である。

このような場合、二次出版社は一次出版社に対して、二次出版料として二次出版物の価格の数%に相当する金額を、一定期間支払うことが多い。これについては、どのような法律構成によるのか必ずしも確立しているとはいえない。著作権法逐条講義（加戸守行著）では、「権利侵害についての責任追及はしないことで両者が了解を与え、その代償の意味における補償金として許諾料相当額を受領する」という慣行として動いていると述べられている。

③ 雑誌掲載された著作物の二次出版が自社で行われる場合

著作物の雑誌掲載に際して、著作権が設定されることは稀である。これは、著作権が継続出版の義務を課している等、比較的長期にわたり販売される書籍を想定しているためと思われる。

雑誌への寄稿は、連続的（場合によっては不連続のこともある）に掲載を予定する連載小説やコミック、コラムのようなものと、その号限りの単発的なものがある。連載小説等は、多くの場合、その社での単行本発行を想定しているがその場合も、雑誌掲載時に将来の単行本のための著作権設定契約を行うことは稀である。単行本発行の明示的な予約契約を結ぶ例もあまりないと思われる。

単発のコラム等を集めて一冊の単行本とする場合は、初出の雑誌出版社でない出版社からの発行も少なくない。この場合、単行本の出版社が独自に出版契約を結ぶことになり、初出出版社は特に権利主張を行うことはないと思われる。

以上